

自衛隊情報保全隊による情報収集活動に対する抗議声明

本年6月7日付新聞報道によれば、陸上自衛隊情報保全隊が、2003年から2004年にかけてイラクへの自衛隊派遣に反対する市民運動などの情報を収集分析していたことを示す内部文書が明らかになった。しかも、その情報収集対象は、自衛隊のイラク派遣反対運動だけでなく、消費税増税反対運動や医療費負担増への反対運動などの市民活動、さらには報道機関が自衛隊に対して行った取材なども対象とされており、その数は41都道府県の約290もの団体や個人に及び、大阪府下においても、17の集会、抗議行動が情報収集の対象となっている。また、情報収集内容も参加者の個人名や発言内容だけでなく、集会参加者の写真撮影もおこなっていたとされている。

防衛省は、こうした情報収集活動が、イラク派遣への反対運動から自衛隊とその家族を守るためであったと説明し、情報収集活動の違法性を否定し、今後も同様の情報収集活動を続ける旨の発言もなされている。

しかしながら、武力を持つ実力組織である自衛隊が、市民の集会参加、集会での発言などに関して情報を収集し、記録・分類しているという事実は、一般市民にとっては大きな脅威であり、国民の自由な意見表明に対する不当な圧力となりかねず、憲法21条で保障された表現の自由に対し強い萎縮効果をもたらすものである。国民が自由に政治的意見を述べ、多様な意見を表明することができることは民主主義社会の根幹をなす基本原則であり、上記自衛隊の情報収集活動は、自衛隊に許された情報収集の範囲を明らかに超えていると言わざるを得ず、憲法で保障された表現の自由やプライバシー権に対する重大な侵害行為である。

当会は、政府に対し、今般明らかになった自衛隊による市民運動などへの情報収集活動について厳重に抗議するとともに、今後個人・団体に対する違憲違法な情報収集活動を行わないよう強く求めるものである。

2007年(平成19年)8月6日

大阪弁護士会

会長 山田庸男